

第3章 環境行政の推進

1. 成田市環境基本条例

今日の複雑・多様化する環境問題に適切に対応し、市域の自然的社会的条件を活かした環境保全施策の的確かつ効果的な推進を図るために、本市では、平成9年3月に「成田市環境基本条例」を制定しました。この条例は、「健全で恵み豊かな環境の次世代への継承」、「環境への負荷をできる限り低減し持続的に発展できる社会の構築と環境の保全上の支障の未然防止」、「地域の自然・文化・産業等の調和のとれた快適環境の実現」、「地球環境保全の推進」を基本理念とし、市民、事業者及び市の責務や環境の保全及び創造に関する基本的施策を推進するための、「成田市環境基本計画」の策定等について規定しています。

成田市環境基本条例の全文は、資料編に掲載しています。

2. 成田市環境基本計画

平成9年3月制定の成田市環境基本条例では、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「成田市環境基本計画」の策定を定めています。

これに基づき、本市では、平成12年3月に「成田市環境基本計画」を策定し、環境行政を率先して推進してきました。しかしながら、平成18年3月の市町合併により市域が大幅に拡大されたこと、また、めまぐるしく変わる昨今の環境動向を考慮し、平成18、19年度の2か年で計画の見直しを行い、平成20年3月、合併後の新市における新たな環境施策の方向性や、市民・事業者・市が日常生活や事業活動の中で自主的に環境配慮を進めるための指針などを定めた、新たな「成田市環境基本計画」を策定しました。

(1) 計画の対象

環境の範囲

本市の環境特性を考慮し、自然環境や生活環境の保全、快適環境の創造及び地球環境への配慮に関する四つの分野を対象にするとともに、環境学習や開発事業等における環境配慮など、環境と関連を持つ分野を対象とします。



図3-1 成田市環境基本計画で対象とする環境の範囲

計画の推進主体

環境問題は、行政だけで解決できる問題ではなく、市民・事業者とともに環境配慮行動を推進していくことが求められます。本計画が着実に実行され、その効果を発揮するためには、市民・事業者・行政の三者協働での推進が不可欠となります。

(2) 計画の期間

計画の目標期間は、平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間です。なお、5 年を目途に見直しを行うとともに、社会経済状況、市民の意向、本市総合計画及び国・県などの関連計画の変化に伴い、必要に応じて計画の見直しを行います。

(3) 計画の体系

「成田市新総合計画」の基本理念と将来像、成田市環境基本条例の基本理念を踏まえ、市の環境の課題を考慮し、本市の望ましい環境像(将来環境像)を、「自然と文化を育み 地球にやさしい環境都市 成田」と掲げています。

「自然と文化を育み 地球にやさしい環境都市 成田」とは、豊かな自然と文化を、もったいないという気持ち、思いやりの心を持って大切にし、育み、次の世代へと伝え、お年寄りから子どもまで、毎日快適に安全・安心に暮らせる生活環境を整え、さらに、国際空港所在都市として、地球温暖化を代表とする地球環境問題に積極的に取り組み、世界に発信できるような環境都市成田を目指すという考え方を示しています。

この目指すべき将来の環境像を達成するため、4 つの基本目標を設定し、環境施策を進めていきます。

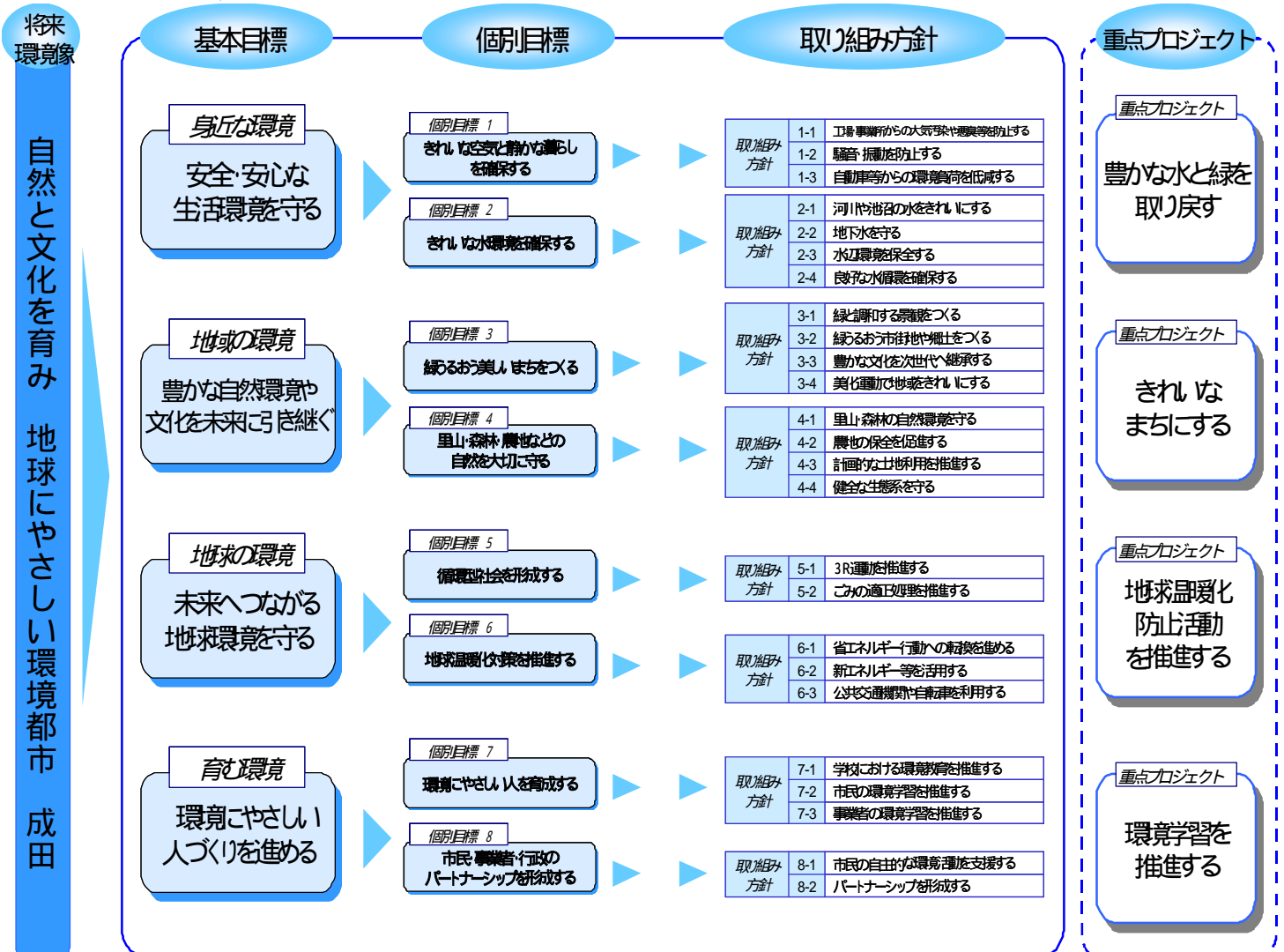


図 3 - 2 成田市環境基本計画の体系

3 . 成田市環境保全率先実行計画

平成 14 年 3 月に策定した「成田市環境保全率先実行計画」の計画期間が平成 18 年度末をもって終了したことから、平成 19 年度に計画の見直しを行い、平成 20 年 3 月、新たに「(第 2 次)成田市環境保全率先実行計画」を策定しました。

(1) 基本的事項

計画策定の目的

市自らが「成田市環境基本計画」に定める環境配慮行動を率先して実践していくため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に基づく「地方公共団体実行計画」及び「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」に基づく基本方針に示される事項を盛り込んだ「成田市環境保全率先実行計画」を策定し、環境にやさしいエコオフィスづくりを推進していくことを目的としています。

計画の位置付け

「成田市環境保全率先実行計画」の位置付けは、以下に示すとおりです。

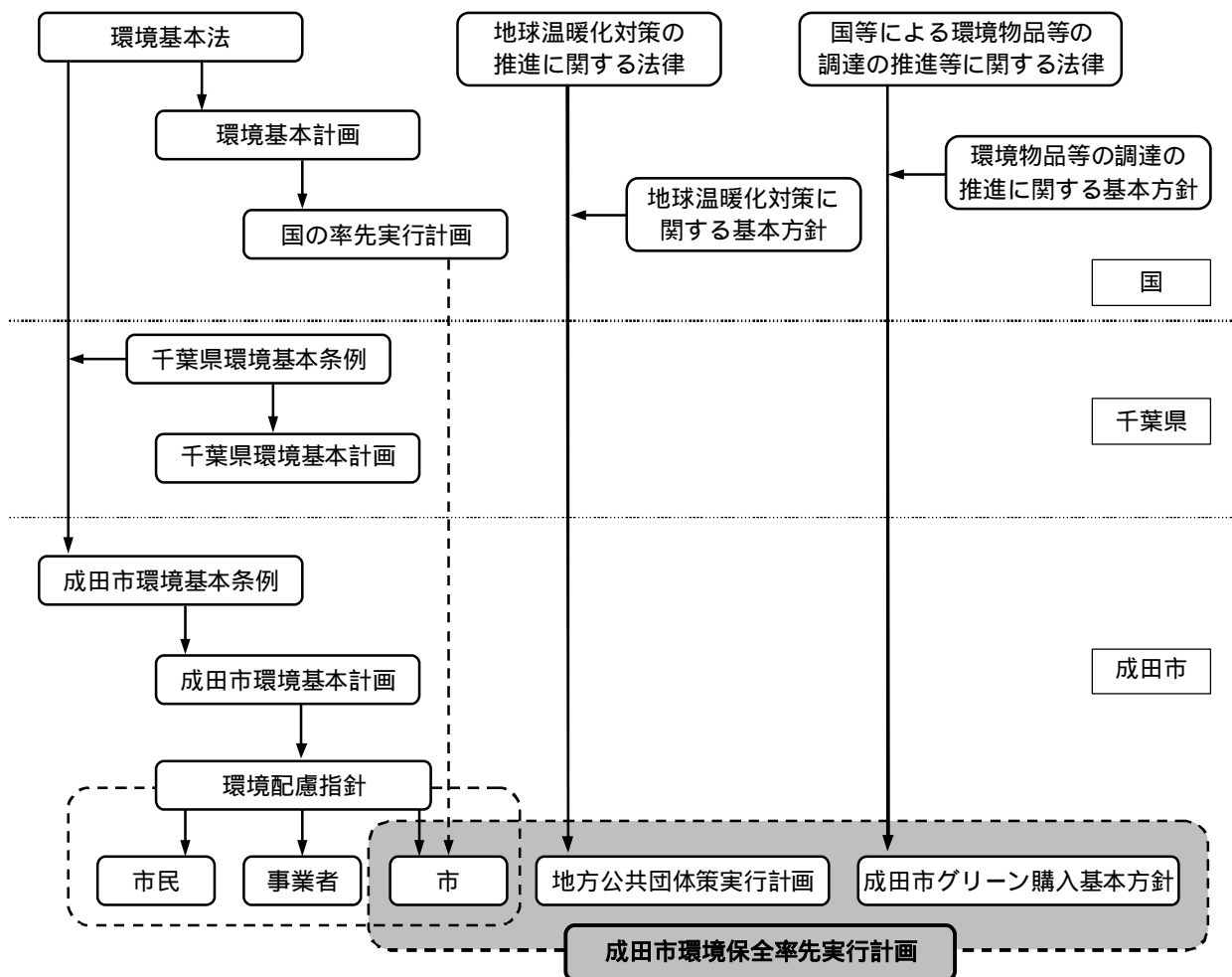


図 3 - 3 成田市環境保全率先実行計画の位置付け

計画の期間

平成 18 年度を基準年度とし、平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間で計画期間としています。

計画の対象となる市の事務及び事業

本市のすべての事務及び事業を対象としています。

(2) 計画の目標

温室効果ガス総排出量の削減目標

目標年度（平成 24 年度）における温室効果ガス排出量を、「市役所分」、「ごみ焼却及びし尿処理分」とともに、それぞれ基準年度（平成 18 年度）に比べ 6% 削減し、合計の総排出量についても 6% の削減を実現することを目標としています。

温室効果ガス排出量の算定にあたっては、ごみ焼却及びし尿処理に伴い発生する温室効果ガス（「ごみ焼却及びし尿処理分」と、「ごみ焼却及びし尿処理分」を除いた「市役所分」とに分けて集計を行っています）。

表 3 - 1 温室効果ガス総排出量の削減目標

（単位：kg-CO₂）

分類	平成 18 年度 基準値	平成 24 年度 目標値	削減目標 6% 削減値
市役所分	19,473,316.5	18,304,917.5	1,168,399.0
ごみ焼却及び し尿処理分	21,610,834.0	20,314,183.9	1,296,650.0
合計	41,084,150.5	38,619,101.5	2,465,049.0

個別目標（市役所分）

温室効果ガス排出量の削減及び各種環境負荷の低減を実現するために個別目標を設けています。

表3-2 個別目標

分類	目標	平成18年度 基準値	平成24年度 目標値
省エネルギー・省資源・リサイクルに関する目標	電気使用量を6%削減する。(kWh)	30,343,988.8	28,523,349.4
	灯油使用量を3%削減する。(L)	420,581.9	407,964.4
	A重油使用量を現状維持する。(L)	66,200.0	66,200.0
	LPG使用量を現状維持する。(kg)	33,617.6	33,617.6
	都市ガス使用量を2%削減する。(m ³)	388,639.0	380,866.2
	コピー用紙使用量を8%削減する。(枚)	23,368,164	21,498,711
	上水使用量を3%削減する。(m ³)	231,068.4	224,136.3
	ごみ排出量を30%削減する。(kg)	39,609	27,726
	資源化率を45%以上とする。	43.9%	45%以上
公用車に関する目標	購入・更新する公用車を原則としてすべて低公害車とする。	100%	100%
	ガソリン使用量を7%削減する。(L)	160,377.2	149,150.8
	軽油使用量を7%削減する。(L)	51,394.4	47,796.8
	公用車走行距離を2%削減する。(km)	1,481,363.5	1,451,736.2
財やサービスの購入・使用に関する目標	グリーン購入率を原則として100%とする。	85.6%	100%
	物品等購入量を必要最小限とする。	-	-
	グリーン購入の啓発を行う。	-	-
公共施設の建設、維持、管理等に関する目標	設計・施工、維持・管理、修理・解体段階において環境負荷を低減する。	-	-

(3) 計画の進行管理

計画の効果的な推進を図るため、環境マネジメントシステムの基本であるPDCAサイクルによる継続的改善の考え方を取り入れ、進行管理を行います。

(4) 実施状況

温室効果ガス総排出量

本市の事務事業の実施に伴う平成 21 年度の温室効果ガス総排出量は 35,781,008.7kg-CO₂ であり、基準年度（平成 18 年度）と比較し 12.9%の削減となりました。しかし分類別にみると、「市役所分」については 5.8%の増加となっており、目標の 6%削減に及ばない状況です。

なお、平成 19 年度以降に計画対象となった施設（ただし、新設の施設は除く）の実績を除いた場合についても、市役所分の温室効果ガス排出量は 1.5%の増加となっています（全体では 15.0%の削減）。

表 3 - 3 平成 21 年度における温室効果ガス総排出量 (単位：kg-CO₂)

分類	平成 18 年度 基準値	平成 21 年度 排出量	増減量	増減率
市役所分	19,473,316.5	20,608,706.4	1,135,389.9	5.8%
ごみ焼却及び し尿処理分	21,610,834.0	15,172,302.3	-6,438,531.7	-29.8%
合計	41,084,150.5	35,781,008.7	-5,303,141.5	-12.9%

個別目標（市役所分）

表 3 - 4 個別目標

分類	目標	平成 18 年度 基準値	平成 21 年度 実績値	達成 状況
省エネルギー・省資源・リサイクルに関する目標	電気使用量を 6%削減する。(kWh)	30,343,988.8	32,115,319.1	×
	灯油使用量を 3%削減する。(L)	420,581.9	407,663.8	
	A 重油使用量を現状維持する。(L)	66,200.0	64,550.0	
	LPG 使用量を現状維持する。(kg)	33,617.6	38,739.7	×
	都市ガス使用量を 2%削減する。(m ³)	388,639.0	498,381.0	×
	コピー用紙使用量を 8%削減する。(枚)	23,368,164	27,882,673	×
	上水使用量を 3%削減する。(m ³)	231,068.4	258,578.0	×
	ごみ排出量を 30%削減する。(kg)	39,609	31,667	×
	資源化率を 45%以上とする。	43.9%	48.3%	
公用車に関する目標	購入・更新する公用車を原則としてすべて低公害車とする。	100%	87.5%	×
	ガソリン使用量を 7%削減する。(L)	160,377.2	154,968.7	×
	軽油使用量を 7%削減する。(L)	51,394.4	37,903.2	
	公用車走行距離を 2%削減する。(km)	1,481,363.5	1,493,778.0	×
財やサービスの購入・使用に関する目標	グリーン購入率を原則として 100%とする。	85.6%	88.3%	×
	物品等購入量を必要最小限とする。	-	-	-
	グリーン購入の啓発を行う。	-	-	-
公共施設の建設、維持、管理等に関する目標	設計・施工、維持・管理、修理・解体段階において環境負荷を低減する。	-	-	-

4 . I S O 14001

今日の複雑・多様化する環境問題に適切に対応し、将来にわたって良好な環境を保全していくためには、市民・事業者・行政の協働により、環境にやさしい「持続可能な循環型社会」を構築する必要があります。

そこで、成田市環境基本条例の基本理念のもと、各種環境関連施策を効果的に推進するため、本市は平成 17 年度より I S O 14001 規格に基づく環境マネジメントシステムの構築に取り組み、平成 18 年 3 月 24 日、I S O 14001 を認証取得（適用範囲は成田市役所本庁舎）しました。

環境マネジメントシステム：組織が環境を管理するための仕組み

(1) I S O 14001 とは

I S O (International Organization for Standardization = 国際標準化機構) が制定した環境マネジメントシステムの国際標準規格。P D C A サイクルに基づく、継続的改善を基本理念とした環境マネジメントシステムを築くための要求事項が定められています。

(2) 環境方針

組織が取り組む環境配慮の方向性を内外に示すため、トップマネジメント(本市においては市長)が「環境方針」を制定するよう規格要求事項に定められています。

本市においても「成田市環境方針」を制定し、これに基づき各種環境配慮を実施しています。

「成田市環境方針」は本冊子の表紙裏面に掲載しています。

(3) 環境側面、著しい環境側面

「環境側面」とは、環境と相互に作用する可能性のある、組織の活動又は製品又はサービスの要素をいいます。例えば市の業務に伴う庁用車の使用は、排気ガスを排出し、大気に影響を与える一因となりますが、この場合の「(庁用車の使用に伴う) 排気ガスの排出」が「環境側面」に当たります。

この「環境側面」のうち、特にその環境に及ぼす影響が大きいものを「著しい環境側面」と呼び、組織において重点的な管理を行っていく必要があります。

本市では、すべての事務事業より抽出した「著しい環境側面」を、その特徴により次の 5 種類に分類した上で管理を行っています。

順守すべき環境関連の法律・条例・規則・要綱等

環境に影響を及ぼす緊急事態発生の可能性

「成田市環境保全率先実行計画」における管理項目

公共工事の実施

「成田市環境基本計画」に示す施策と関連する要素の内、各課で独自の環境目的・環境目標・実施計画を作成し、継続的改善を図る意向があるもの

(4) 環境目的・環境目標・実施計画

「著しい環境側面」の改善・向上を図るため、「環境目的（「環境方針」の実現に向けた中長期の目標）」・「環境目標（年度目標）」・「実施計画（「環境目的」・「環境目標」を達成するための責任者・日程・実施手順を定めたもの）」を設定し、管理を行います。

本市においても、毎年度「環境目的」・「環境目標」・「実施計画」を設定し、その達成に努めるとともに、各年度2回（上半期・年度）それぞれの進捗・達成状況について点検・評価を実施しています。

平成21年度の達成状況は以下のとおりでした。

表3-5 「環境目標」達成状況（平成21年度）

分類	達成状況	
	達成	未達成
各課個別目標	45件	1件
全課共通目標（エコオフィス）	4件	3件
公共工事担当課共通目標	2件	0件

「未達成」となった「環境目標」については、必要に応じて是正処置を実施しています。

(5) 内部環境監査

本市の環境マネジメントシステムが、ISO14001規格及び「成田市環境管理マニュアル」の規定どおりに運用され、有効かつ妥当なものとなっているかを点検・評価するため、各年度1回、職員より選出した内部環境監査委員による内部環境監査を実施しています。

平成21年度の内部環境監査は平成21年8月17日（月）から28日（金）の間に実施され、その結果は以下のとおりでした。

「成田市環境管理マニュアル」は、ISO14001規格に基づく本市の環境マネジメントシステムの基本的なルールについて定めた文書のことです。

表3-6 内部環境監査結果（平成21年度）

優良	適合	改善の余地	不適合
2件	446件	13件	0件

表3-7 内部環境監査結果の概要

評価区分	概 要
優 良	<ul style="list-style-type: none"> ・環境管理推進委員や実行責任者（課長）のみに任せることなく、課員それぞれがエコオフィス活動について個別の目標を設定し、取り組んでいた。 ・各課研修の際に紙の資料を配布せず、パソコンの画面上で確認することで紙の削減を図っていた。
改善の余地	<ul style="list-style-type: none"> ・目標が数値化されていない。 ・目標の（数値）設定が不適當（前年度の達成状況が反映されていないなど）。 ・目標達成状況の点検手順が不適當・不十分。 ・必要な記録を作成していない（「公共工事環境配慮チェックシート」など）。 ・目標が達成されていない。 ・文書が必要な決裁を経ていない。 ・派遣職員に対する研修を実施していない。 ・内部環境監査委員の選出・研修から監査実施までの期間が短かった。

判定区分とその基準（平成21年度内部環境監査時）

優良：取組が非常に優れており、他の模範となる場合。

適合：ISO14001規格の要求事項及び「成田市環境管理マニュアル」の規定に適合するとともに、有効かつ妥当なものになっている場合。

改善の余地：ISO14001規格の要求事項及び「成田市環境管理マニュアル」の規定に適合しているが、十分に有効かつ妥当なものとはいえず、改善の余地が認められる場合。

不適合：(1) ISO14001規格の要求事項または「成田市環境管理マニュアル」の規定に適合していない場合。

(2) ISO14001規格の要求事項及び「成田市環境管理マニュアル」の規定に適合しているが、有効かつ妥当なものとはいえない場合。

(3) 法的及びその他の要求事項等が順守されていない場合。

(4) 前回の監査における不適合事項が改善されていない場合。

(6) マネジメントレビュー（市長による見直し）

組織の環境マネジメントシステムが適切・妥当・有効なものであり続けるために、トップマネジメントが定期的にシステムを見直すよう規格に定められています。

本市においても、少なくとも各年度1回、市長がシステムの見直しを行い、改善に向けた指示事項を提示します。

平成21年度のマネジメントレビューは平成21年11月19日（木）に実施され、その指示内容は以下のとおりでした。

- ・各課等は、ISO14001の適用範囲内に限定することなく、それぞれが管理する出先機関等における環境配慮の取り組みや、協働という考えのもと、市民・事業者に対して啓発となり得るような環境配慮の取り組みなど、より広がりのある環境配慮の方法について検討・実施すること。
- ・推進事務局は、本庁舎・出先機関等の区別なく、成田市役所としてより効果的な環境配慮が実施できるような、簡略ではあるが効果的なシステムを構築すること（なお、特に文書類の取り扱いに関して留意すること）。

5．総合的環境保全施策

(1) 条例等

本市は、昭和47年3月、公害の防止について必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するために「成田市公害防止条例」を制定しました。また、平成9年3月には、環境の保全及び創造についての基本理念や施策、地球全体の環境保全の推進等を盛り込んだ「成田市環境基本条例」を定めました。この他に環境行政に係る条例として、主に次の条例があります。

- ・ 成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- ・ 成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例
- ・ 成田市空き地に係る雑草等の除去に関する条例
- ・ 成田市航空機公害防止条例
- ・ 成田市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例
- ・ 成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例
- ・ 成田市リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例
- ・ 成田市墓地等の経営の許可等に関する条例
- ・ 成田市霊園の設置及び管理に関する条例
- ・ 成田市斎場の設置及び管理に関する条例
- ・ 成田市霊柩車の運行及び祭具の貸出しに関する条例
- ・ 成田市愛玩動物葬祭施設の設置及び管理に関する条例

(2) 千葉地域公害防止計画

計画策定の目的

公害防止計画は、現に公害が著しい地域又は今後人口や産業の急速な集中などにより公害が著しくなるおそれのある地域を対象に、公害の防止に関する諸施策を総合的・計画的に講ずることにより公害の防止を図ることを目的として、環境基本法第17条の規定に基づき都道府県知事が策定し環境大臣の同意を得る計画です。

公害防止計画策定の経緯

昭和45年度に千葉・市原地域、昭和47年度に江戸川流域の公害防止計画が策定され、昭和49年度に両計画を統合した「千葉臨海地域公害防止計画」が策定されました。

さらに、生活環境の悪化や公害問題の広域化に伴い、印旛沼、手賀沼地域等の拡大が図られ、平成元年度には名称を「千葉地域公害防止計画」と改め、各種の公害防止施策を推進してきました。しかし、依然として改善すべき問題が存在することから、平成20年3月、新たに平成19年度から平成22年度までを計画期間とする「千葉地域公害防止計画」が策定されました。

同計画を策定する地域は、千葉県の区域のうち、千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、印西市及び白井市の区域（平成19年10月5日現在の区域）とされています。

(3) 生活排水対策推進計画

計画策定の経緯

水質汚濁防止法により、都道府県知事は、水質環境基準が確保されていない公共水域等において生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該水域の水質の汚濁に関係がある地域を「生活排水対策重点地域」として指定しなければならないと規定されています。重点地域に指定された市町村は、生活排水対策の実施を推進するための「生活排水対策推進計画」を定める必要があります。

本市を含む印旛沼流域等7市町が平成5年3月に生活排水対策重点地域に指定されたことを受けて、平成6年3月に「成田市生活排水対策推進計画」を策定し、生活排水対策を推進してきました。これにより、生活排水による汚濁は一定の削減を図ることができたものの、今後も更なる生活排水対策を計画的に推進していくために、平成22年3月に新たな「成田市生活排水対策推進計画」を策定しました。

計画の概要

本計画では、生活排水処理施設の整備に関する「きれいな水を確保する」、生活排水対策に係る啓発に関する「環境にやさしい人を育成する」の2つを生活排水対策の実施の推進に関する基本方針とし、「世界の人々が訪れる成田の川を世界に誇れる美しい川にしよう」をスローガンとした施策を展開することとしています。

(4) 開発行為等事前協議

開発事業を行おうとする事業者は、無秩序な市街化、環境破壊及び災害等を防止し、健康でかつ良好な都市環境を形成するため、都市計画法等を遵守するとともに、事前に市長と協議しなければならないと定めています。

(5) その他

なりた環境ネットワーク

平成20年5月20日、「成田の水をきれいにしよう運動推進協議会」及び「空港周辺環境美化協会」を発展統合させた「なりた環境ネットワーク」が設立され、市民・事業者・行政が協働して成田市内の道路や河川等の公共空間における環境整備や環境保全活動を継続して行うことにより、成田市民憲章が提唱する「自然と文化を大切に美しい成田をつくります」の推進に努めています。

成田市リサイクル運動

年々増え続けるごみに対し、減量化及び再資源化を図るため、実施団体(平成22年4月現在166団体)及び回収業者に補助金の交付を昭和59年4月より実施しています。